

議案第 32 号

牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、牛久市・阿見町斎場組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

阿見町長 千葉 繁

## 牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約

牛久市・阿見町斎場組合規約（平成8年地指令第165号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄附等を受けた関係市町は、当該補助、寄附等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。

### 附 則

この規約は、公布の日から施行する。

現行	改正案	備考
<p>(経費)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 分賦金は、次の割合をもって関係市町が負担し、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(経費)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 分賦金は、次の割合をもって関係市町が負担し、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付する。<u>ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄附等を受けた関係市町は、当該補助、寄附等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3及び4 略</p>	

## 議案第 32 号説明資料

### 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

#### 1. 改正の経緯

自治体が受領した寄付金や補助金のうち、使途について寄付者の意向が斎場運営への活用であった寄付金や、斎場の運営設備等に対して交付される補助金について、当該寄附金等をうしくあみ斎場の運営費として充当できるように、条文の改正を行うものです。

#### 2. 改正内容

牛久市・阿見町斎場組合規約第 13 条第 2 項に「ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄付等を受けた関係市町は、当該補助、寄付等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。」を加える。